

「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」開催のお知らせ(令和4年10月)

申込の際は『切手貼付・宛名記入済み返信用封筒』(下記5. ⑤)を必ず同封願います。

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に定める「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

この講習は、電子制御装置を対象とする整備を行う事業場において選任される整備主任者に必要となる講習です。

なお、一級大型自動車整備士及び一級小型自動車整備士の方は本講習を受講する必要はありません。

記

1. 講習日時等

開催回 【地区】	開催日 【会場】	時間 (時間区分)	受講区分 【募集定員】	受講申込開始日～ 申込締切日(必着)
第5回 【津】	令和4年10月26日(水) 【自動車整備振興会】	9:00～17:00 ^{注1} (2部制)	学科・試問・実習 【40名】	令和4年9月26日(月)～ 令和4年9月28日(水)～ ^{注2}

※試問は、学科及び実習を受講された方が対象となります。

※募集定員は、1回あたりの上限定員となります。

※各回最低募集定員に達しない場合は、講習を中止することがあります。予めご了承ください。

注1:時間区分の選択はできません。時間の詳細は、別途送付される受講案内にてご確認ください。

注2:定員になり次第、申込受付を終了いたします。受講申込開始日前の申請は受付できませんのでご注意ください。

2. 講習会場

一般社団法人三重県自動車整備振興会 (津市桜橋3丁目53-15)

3. 受講資格

現に当該事業場において整備主任者として選任されている方又は、次に掲げる自動車整備士の技能検定に合格している方。

一級二輪自動車整備士・二級ガソリン自動車整備士・二級ジーゼル自動車整備士

二級自動車シャシ整備士・二級二輪自動車整備士・自動車電気装置整備士・自動車車体整備士

4. 受講申込方法

受講申請書及び受講票に必要事項を記載し、以下5. に掲げる書類を添付のうえ、受講申込期間内に自動車整備振興会に郵送(必着)にてご提出ください。

※持参、電話、FAXでの申込は受付していません。感染症拡大防止のため、ご理解、ご協力をお願いいたします。

郵送先:一般社団法人三重県自動車整備振興会 教育課

〒514-0003 三重県津市桜橋3丁目53-15

5. 申込に必要なもの

①受講申請書 及び 受講票(いずれも写真の貼付けが必要です。)

②自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面(自動車整備士合格証書又は自動車整備士手帳等の写し[※])

注:整備士手帳の写しを提出される場合は、氏名、生年月日、整備士の種類、合格番号、合格年月日の記載されているページを提出してください。

③現に事業場において整備主任者として選任されていることを証する書面(②の書面がない方に限る。)

④実習受講証の写し(申請時点で交付されている方に限る。)

⑤切手貼付・宛名記入済み返信用封筒(受講票の返付は郵送のみとなります。)

※複数人を一つの封筒等に同封する場合は同一開催日分に限り可能です。複数開催日分を一つの封筒等に同封することはできません。

6. 受講費用

①学科及び試問受講料： 無料
資料代： ※注

②実習受講料： 2,000円
資料代： (実習受講料に含む。)

③試問のみ受講料： 無料
※注

学科の講習資料は、国土交通省ホームページよりダウンロードすることができます。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html

なお、当日は製本版資料(500円)を販売しております。詳しくは自動車整備振興会へお問い合わせください。

※学科及び実習を同時に受講される場合は、実習テキストに含まれていますのでダウンロードしてご持参いただく必要はありません。



7. その他注意事項

※定員になり次第、申込受付を終了させていただきます。定員超え等のため受付できなかった方については、誠に恐れ入りますが、次回開催の講習に再度お申込をお願いすることとなりますので、ご承知おきください。なお、受付できなかった申請書類等は返却いたします。

申込みの締切情報は三重運輸支局ホームページにて公表しますので、お申し込みの際は予めご確認頂きますようお願いいたします。

※実習について、自動車整備振興会以外の認定講習機関で受講を希望される場合は、当該実施機関にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス等の感染症対策に関し、主催者の指示に従って頂けない場合は受講をお断りすることがあります。

8. 講習の中止、中断

①自然災害などにより、講習実施が困難と判断される場合、または講習会場の地区において自治体による「避難指示」または「避難勧告」が発令された場合は、講習をあらかじめ中止または中断することがあります。また、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、国または自治体による緊急事態宣言等の発令や自粛要請が行われている場合も同様に中止することがあります。

②講習を中止する場合または、その可能性がある場合は三重運輸支局ホームページにて公表します。ご来場の前に必ずご確認ください。

<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/mie/>



【問い合わせ先】

■講習全般に関すること

中部運輸局三重運輸支局 整備担当
TEL 059-234-8412

■受講の申込方法、実習に関すること

三重県自動車整備振興会 教育課
TEL 059-226-5215

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講申請書

【学科・試問・再試問・実習】

三重運輸支局長(一般社団法人三重県自動車整備振興会会長) 殿

提出年月日(和暦) 年 月 日

道路運送車両法施行規則第 57 条第 7 号及び第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に掲げる講習(電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習)の受講を申請します。

事業場(者)名		(該当する場合のみ) 認証番号	
(ふりがな) 氏名		※日中の連絡先 電話番号	— —
※受講者 住所	〒		生年月日(和暦)
整備士の種類	種類	合格年月日(和暦)	合格番号
		年 月 日	第 号
受講内容 該当に○	1. 学科(試問含む)	2. 試問のみ	3. 再試問
受講希望 日時(和暦)	年 月 日 第 回	年 月 日 第 回	年 月 日 第 回
			未修了 年月日 年 月 日
学科受講状況 該当に○	1. 未受講	実習受講状況 該当に○	1. 未受講
	2. 受講済み (受講日: 年 月 日)		2. 受講済み (受講日: 年 月 日)
学科と同時に実習を受講する場合は○をする(未受講者のみ)→			3. 受講を希望 ←

裏面の注意事項を必ずお読みください。

点線内は、記載しないこと		
受講番号	第 号	
証明写真欄	【証明写真について】	受付印
受講票と同じ写真を貼付すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近1年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦 4cm×横 3cm とし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること ○ デジタル写真の場合は、解像度は 600×450 pixel 以上とする 	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>

【注意事項】

- ① 受付期間内に申請すること。なお、記載内容に虚偽があった場合には、受講を取り消します。
- ② 記載内容を修正する場合には、修正印を押印の上、記載すること。
- ③ 申請書及び受講票は、楷書で丁寧に記載すること。
- ④ 申請の際は、本申請書と受講票、その他必要な書面を添えて運輸支局等が公表した申請窓口に提出すること。
- ⑤ 自動車整備士資格の取得を証明する書面の写しを添付すること。
- ⑥ 学科又は実習の講習が修了している場合、証明する書面の写しを添付すること。
- ⑦ 受講希望日時は、申請先の運輸支局等が公表した実施日を記載すること。
- ⑧ 定員に限りがありますので、受講日のご希望に沿えない場合や受講申請をお受けできない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ⑨ 実習の実施機関は、一般社団法人三重県自動車整備振興会となります。本申請書で学科及び実習を同時に申込みされる場合の実習は、一般社団法人三重県自動車整備振興会へ申込みしたこととなります。

電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習 受講票(修了証)

証明写真欄	【証明写真について】	(ふりがな) 氏名	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最近 1 年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦 4cm×横 3cmとし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること ○ デジタル写真の場合は、解像度は 600×450 pixel 以上とする 	生年月日 (和暦)	
		整備士の 種類と番号	

以降は、記載しないこと

受講番号	第	号
学科実施日	試問実施日	再試問実施日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
第 回	第 回	第 回

再試問あり 再試問なし

学科修了欄	実習修了欄

道路運送車両法施行規則第 57 条第 7 号及び第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に規定する講習(電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習)を修了したことを証します。

三重運輸支局長

修了欄

--